

議案第95号

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 令和7年度に限り、就学支援金支給法第3条第2項第3号の規定により高等学校等就学支援金が支給されていない高校生等を対象とした支援金の支給の申請をした生徒の授業料又は受講料の納付期限は、第8条第1項及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、教育委員会が指定する日とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高校生等臨時支援金事業の実施に伴い、鹿児島県立高等学校の授業料及び受講料の納付期限の特例を設けるため、所要の改正をしようとするものである。